

昭和三十六年二月十五日発行
第二十六号 毎月十五日発行
昭和三十六年二月十五日発行
山三種郵便物認可

政審資料

1960年
2月15日発行
2月号

No.26

一目次

△焦点△

- | | |
|---------------------|---|
| 一、石炭鉱業安定法案要綱 | 1 |
| 二、零細企業政策 | 4 |
| 三、商工会法案の問題点と社会党の考え方 | 5 |
| 四、地方税等の改正要綱 | 6 |

△研究△

- 一、安保改定の問題点 7

講師 戒能通孝 教授

武山泰雄

(日経新聞経済部次長)

- 二、最近のアメリカ経済の動向 10

力石定一

(国民経済研究協会)

- 三、最近の景気動向と今後の展望 11

浅野長光

(水産研究会々長)

- 四、最高裁の砂川事件判決に対する批判 15

- 五、漁業制度調査会中間答申について(二・一〇) 19

- 一、昭和三十五年度地方財政計画の概要 21

△資料△

- 二、地方予算編成の方針 24

発行所

日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番

焦 点

一、石炭鉱業安定法案要綱

一、目的

この法律は、石炭鉱業の基幹産業としての重要性にかんがみ、石炭鉱業の継続的安定の実現を期するには、石炭生産の近代化を推進するとともに流通機構を整備してその価格の低下を図り、その需要を拡大することが最も緊要であると認めて、これらを実現するための諸措置を実施することを目的とする。

二、石炭鉱業近代化計画

(1) 通商産業大臣は、五年ごとに、石炭鉱業

安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業近代化基本計画を定めなければならない。

(2) 基本計画に定める事項は、次の通りとする。

一 基本計画の最終年度における石炭の生産率、生産費その他石炭鉱業の近代化の目標

二 基本計画の最終年度における石炭の生産数量の目標

三 未開発炭田開発に関する事項

四 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に関する事項

五 石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

六 石炭の需給に関する基本的事項

七 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

八 その他石炭鉱業の近代化に関する重要な事項

(2) 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会

議の意見を聞いて、基本計画実施を図るため必要な石炭鉱業近代化実施計画を定めなければならない。

(3) 通商産業大臣は、每年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画実施を図るために必要な石炭鉱業近代化実施計画を定めなければならない。

(4) 通商産業大臣は、指定地域内の採掘鉱区がさくそする地域において開発計画で定めるところに従つてその地域の鉱床の急速

(4) 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他

経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

(5) (資金の確保)

政府は、実施計画に定める石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

三、未開発炭田開発

(1) 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に

関する調査の結果に基き、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭資源の開発が十分に行われていない地域であつて、石炭鉱業の近代化のためにはその開発を急速かつ計画的に行う必要があると認められる地域を指定することができる。

(2) (開発計画)

通商産業大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、基本計画に従いその指定をした地域の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

(3) 石炭資源の開発に関する計画に定める事項は、次の通りとする。

一 石炭資源の開発を行うことにより達成すべき石炭の生産数量、生産能力及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭資源の開発に関する重要な事項

(4) 通商産業大臣は、採掘権の譲渡等の勧告

通商産業大臣は、指定地域内の採掘鉱区がさくそする地域において開発計画で定めるところに従つてその地域の鉱床の急速

(1)

かつ計画的な開発を行うためには、石炭鉱業開発株式会社が一元的に開発を行うでなければ開発計画を遂行することができないと認めるときは、指定地域内の採掘権者に対し、採掘権の譲渡について石炭鉱業開発株式会社と協議すべきことを勧告することができる。

四、石炭鉱業開発株式会社

(会社の目的)

- (1) 未開発炭田を急速かつ計画的に開発するため「石炭鉱業開発株式会社」を設立する。
- (2) 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していかなければならない。

五、採掘権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限

(採掘権および鉱区の整理統合)

- (1) 通商産業大臣は、採掘鉱区がさくそつする地域において実施計画で定めるところに従ってその地域の鉱床の急速かつ計画的な開発を行うためには、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減を行うのではなければならない。

従ってその地域の鉱床の急速かつ計画的な開発を行うためには、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減を行うのではなければならない。

(販売業務の代行)

- (5) 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者をして、その掘採した石炭につき、品位、価格、数量及び販売先を指定して、その販売の業務の一部を代行させることができる。
- (6) 石炭販売公団は、石炭の小口需要については、その指定する者にその販売をさせるものとする。

(買取価格等の決定)

- (7) 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭の品位に応じて石炭販売公団が買い取るべき石炭の買取価格及び石炭販売公団の石炭の販売価格を定めなければならない。

この価格は、石炭の生産費を基準とし、他の経済事情を参しやすくして定めるものとする。

- (8) 通商産業大臣は、定められた石炭の買取価格をもつてしては石炭の生産費を償うこ
- (1) 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会
- (需給計画)
- (2) 通商産業大臣は、需給計画を定めなければならない。

議の意見を聞いて、実施計画に基き、石炭の需給計画を定めなければならない。
(生産数量等の指示)

- (2) 通商産業大臣は、需給計画を実施するため、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の数量及び品位を定めて、その生産の限度について必要な指示をするものとする。
- (3) 政府は、石炭の需要を増加させるため、都市ガス、火力発電、石炭化学等の事業施設の設置又は拡張に対し、資金の確保その他適切な措置を探るものとする。

(需要増加のための措置)

- (4) 石炭販売公団は、鉱業権者又は租鉱権者が掘採した石炭は、石炭販売公団がこれらの人から買い取らなければならない。
- (5) 鉱業権者又は租鉱権者は、その掘採した石炭を石炭販売公団以外の者に売り渡してはならない。

石炭販売公団でない者は、国内において掘採された石炭を業として販売してはならない。

(石炭販売公団の一手買取)

とができない鉱業権者又は租鉱権者に對し、一定額を、価格調整金として石炭販売公團をして交付させることができる。

七、石炭販売公團

(公團の目的)

(1) 石炭販売公團は、通商産業大臣の定める石炭の需給計画に基いて、石炭の買取及び販売の事業を行うことを目的とする。

(資本金)

(2) 公團の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(業務の範囲)

(3) 公團は、次の業務を行う。

- 一 石炭買取及びその販売
- 二 小口需要に対する販売業者の指定
- 三 価格補給金の交付
- 四 炭鉱補償事業団に対する納付金の納付
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八、炭鉱補償事業団

(事業団の目的)

(1) 炭鉱補償事業団は、政府の石炭需給調整措置の実施に伴い石炭の掘採事業を休止し又は廃止するのやむなきに至った事業につき、採掘権等の買取、鉱山労働者に対する救済、鉱害の賠償等の措置を講ずることを目的とする。

(業務の範囲)

(2) 事業団は、次の業務を行う。

- 一 採掘権の買取及び保有
- 二 鉱業施設の買取及び保有又は売渡
- 三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払
- 四 買取した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償
- 五 公團からの納付金の受入
- 六 その他事業団の目的を達成するため必要な業務

(買取の基準)

(3) 通商産業大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、事業団が採掘権者から買収す

ることができる採掘権の基準を定めなければならない。

一、通商産業大臣が定める公團の石炭の買

取価格をもつてして石炭の生産費を償うこと

うことができないため、石炭の掘採事業

を休止し若しくは廃止するやむなきに至つており又は至るおそれのあるものであり、かつ事業を継続して行わせるための価格補給金が交付される見込のないものであること。

二、石炭の鉱床の状態、品位、埋藏数量そ

の他の自然条件及び立地条件からみて基本計画の近代化の目標を達成する見込がないと認められるものであること。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

(4) 事業団は、その買取した鉱区又は租税区における石炭の掘採及びこれに附帯する選炭その他の業務にその買取の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であって、その買取の日後二月以内に解雇されたものに対し、平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならぬ。

(未払賃金債務の連帯保証)

(5) 事業団は、その買取した鉱区又は租税区における石炭の掘採及びこれに附帯する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する賃金の支払の債務であって、その買取の日までに弁済期の到来しているものについては、買取をした日において債務者たる採掘権又は租鉱権者と連帯して保証したものとみなす。

(鉱害賠償のための積立金)

(6) 事業団は、その買取した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する経費に充てるため積立てをしなければならない。

(納付金)

(7) 公團は、事業団の業務に必要な費用に充てるため、毎年事業団に納付金を納付しなければならない。

九、石炭鉱業安定会議

(設置及び権限)

(1) 通商産業省に、石炭鉱業安定会議を置く。

石炭鉱業安定会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、次の事項について調査審議し、通商

産業大臣及び関係行政機関の長に対し建議する。

一 基本計画、実施計画及び開発計画の策定に関する事項

二 石炭資源の開発をすべき地域の指定にに関する事項

三 採掘権又は鉱区の整理統合に関する事項

四 坑口の開設の許可に関する事項

二、零細企業政策

一、基本方針

零細企業問題は、二重構造といわれる日本の産業構造と大企業偏重の経済政策に深く根ざしているからつぎのような基本方針にもとづき、その根本的は正を指向しつつ、当面の諸政策を実現する。

(1) 資金の適正配分

資金委員会を内閣に設置して、産業資金計画の一元化をはかりつつ中・小・零細企業への適正な資金配分を確保する。

(2) 産業分野の確保

大企業からの侵出ならびに圧迫を排除し、一定の産業分を確保することによつて、経営と安定をはかる。官公需についてもその一定割合を確保する。

(3) 協同化の促進

協同化を通じて近代的経営へ発展せしめるため、未組織部分の協同化と既存組織の整備、強化をはかる。

(4) 公的機関への発言権の強化と零細企業対策審議会の設置

公正取引委員会をはじめ各種の公的審議会における発言権の確保と強化をはかり、その利益の擁護をはかる。

また零細企業に対する抜本的・総合的政策を樹立するため審議会を設置する。

二、具体的対策

(1) 税制対策

零細企業に対して、その所得の二〇%までを勤労所得控除とする。二〇%の対

五 需給計画の策定に関する事項

六 公團の石炭の買取数量及び売渡数量の決定に関する事項

七 公團の石炭の買取価格及び販売価格の決定に関する事項

八 石炭鉱業における雇用の安定に関する事項

九 その他石炭鉱業に関する重要な事項

象となる所得は三〇万円を限度とする。

(ア) 個人事業所得の基礎控除（現行二〇万円）を三〇万円に引き上げる。

(イ) 青色申告の専従者控除を白色申告にもみとめる。

(乙) 老朽設備の更新のため、耐用年数の短縮等税制上の特別措置を講ずる。

(ア) 事業協同小組合については、法人税を軽減する（二八%以下にする）

(イ) 課税最低限を引上げる

(ア) 企業組合に対しつぎのような措置をとる。

(イ) 役員賞与に関する特別通達の復活

(ア) 変動所得の五万円まで申告の免除

(ア) 企業組合を特別法人扱いとする

(ア) 固定資産税（償却資産）を事業所毎に適用する

(ア) 納稅貯蓄組合に対する補助

(ア) 企業課税については、自家労賃控除等の実現を期す

(2) 金融対策

(ア) 商工中金、国民金融公庫、中小企業金融公庫の年間融資総額から、零細企業向け特別枠を確保できるよう法的措置をす

る。

(ア) 国民金融公庫の飛躍的拡大（支所を二倍、貸付資金を二千億）

(ア) 中小企業振興資金助成法にもとづく資金貸付について、零細企業向け割当貸付の法的措置をする。

- (i) 零細企業向け小口貸付の限度、条件を緩和し、手続の簡素化をはかる。
- (ii) 国は予算の範囲で商工中金の措置でうける損失を補償する。
- (iii) 国民金融公庫のしょうかん組合を法制化し、補助を行う。
- (iv) 零細企業に対しては六分五厘程度の特別金利を適用し、当面国民金融公庫から実施する。
- (v) 国民質庫(仮称)を設置し、零細企業に動産を担保とする小口金融の道を講ずる。
- (vi) 労働・厚生対策
- (1) 従業員五人未満の個人事業所にも健康保険、厚生年金、労災保険、失業保険を強制適用し、健康保険、労災保険については雇い主も被保険者として特別措置を講ずる。
 - (2) 福祉厚生施設（合同宿舎・休憩・娯楽場、産業労働者住宅等）について、つきの措置をとる
 - (1) 公営の福祉厚生協同施設を各都道府県に設立する
 - (2) 企業が共同で行う場合は長期低利資金を融資し、また地方公共団体にその保証を取付けることができるよう改正する
 - (3) 個人零企業の行う福祉施設に対して
- (vii) 組織対策
- (1) 事業協同小組合に対する国の税制（法人税を二八%以下）金融上（六分五厘の特別金利）の特別措置義務の履行を要求しつつ、組織の拡大をはかる。
 - (2) 企業組合の全国組織の再建、強化をはかる
 - (3) 国民金融公庫のしょうかん組合結成を通じて組織化を促進する
 - (4) 民主的な自主組織としての商工会を法制化する（政府案には反対）
 - (5) 経営指導対策
 - (1) 各都道府県に経営ならびに技術指導のためのセンターを設置する
 - (2) 国費による経営指導員の大量配置
 - (3) その他
 - (4) 下請企業法の制定
 - (5) 既存の中小企業関係諸法律を零細企業対策の立場から再検討する
 - (6) (百貨店法、下請代金支払遅延等防止法、小売商業特別措置法、商工会議所法等)
- (viii) も政府資金貸付の途を講ずる
- (ix) 最低賃金法の施行にともなう金融等についても所要の措置を講ずる
- (x) 家内労働法を制定する
- (xi) 週休制をひろめ、教育訓練機関を拡充強化する
- 5 経営改善普及員は地方公団体職員が兼職することができる。
- 6 国及び地方公共団体の助成（補助）はこの経営改善普及所に対しても行われる。
- 7 国及び地方公共団体の補助に伴い商工会は行政庁の監督をうける。
- 8 行政庁は業務の状況、帳簿書類その他必要な物件を立入り検査することができる。
- 9 行政庁は、商工会が、この法律の規定に違反すると認めるときは、警告を発したり業務の一部停止、設立認可の取消しを行ふことができる。
- 1 今まで任意団体であった商工会を、法律にもとづく商工会とし、設立は認可制とする。
- 2 商工会の役員の任免には行政庁の認可がいる、
- 3 商工会は業務規程を定め、行政庁の認可をうけなければならない。
- 4 商工会が経営改善普及所を設置するには行政庁の認可が必要であり、普及所の経営改善普及員は行政庁が選定する。

三、商工会法案の問題点と社会党の考え方

政府案の問題点

- 1 今まで任意団体であった商工会を、法律にもとづく商工会とし、設立は認可制とする。
- 2 商工会の役員の任免には行政庁の認可がいる、
- 3 商工会は業務規程を定め、行政庁の認可をうけなければならない。
- 4 商工会が経営改善普及所を設置するには行政庁の認可が必要であり、普及所の経営改善普及員は行政庁が選定する。

10 商工会と商工会議所との調整は、地区による区別が中心となっており、小規模事業者か否かの階層区別になつていいない。

11 商工会がこの法律の規定に違反する場合罰金刑に処せられることもある。

社会党の考え方

次の諸点から政府案に反対する。

A 政府案は官僚統制の復活をはかるものであると考える。

① 先の政府案の問題点にみられるように、商工会法案では役員の任免権を国や地方自治体がにぎり、世話を事業も認可制とすることになれば、せつかくの自主的な団体も、今までのよう自ら的運営をはかることはできなくなる。

② 商工会に設けられる経営改善普及所に国及び地方自治体の補助をうけるために、会員から集めた自主的資金を含めて、その運用については行政庁の監督をうけ、自主的資金でも自由に使用できなくなる。

③ 商工会は末端の小さい組織であり、数も多いから、現状ではすべての商工会に優秀な普及員を確保することは事実上不可能である。結局、現在の市町村の職員が兼職することになり、経営改善の指導よりは、監督、統制の方が強くなるだろう。

B 自民党が商工会を自己の勢力下におき、選挙を有利にするために、党利党略から補助金と引換えに商工会を法制化するものであると考える。

大企業の不当独占を擁護する自民党は、離反して行く中小企業層を獲得するため、中小

企業団体法による商工組合の組織化に期待した。しかし、中小企業に対する総合的な政策の欠如から、結局失敗に終った。そこで全国の市町村に散在する商工会の政治的利用に目をつけた。商工会は末端の組織であり、その加入者の数は多く、しかも零細企業者が多いため、地方ボスを通じて、政治的に掌握するには最適の目標であると考えられている。

商工会のために、小規模事業対策費として通産省が大蔵省に要求した予算額は、僅かに八億一千万円であった。この要求さえ削られて、三五年度予算案に計上されたのは二億二千六百万円である。ロッキード一機は五億八千円で、ロッキード一機に及ばない僅かな補助金で、零細業者にまで手のとどく中小企業政策を実施すると宣伝し、約四〇万人にのぼる商工会員の目をごまかそとしている。政府の企図する商工会法案は一時を糊塗し、從来の組織に屋上屋をかさねるものに過ぎない。

商工会法に対する基本的な考え方

A あくまで自主的組織とし、自由加入の原則をつらぬく、役員も真に零細業のなかから選ばれる必要がある。

B 商工会と商工会議所との区別は地区別ではなく、規模別、階層別でなくてはならない。

C 右にもとづき商工会議所法の改正もあわせて行う。

D 商工会法と同時に、零細経営に関する総合政策を実施する。

【註】零細経営に関する総合政策は別に立案中

一、住民税

1 住民税の所得割の課税方式の統一を行

う。当面所得税減税に伴う減税が第一方式

のみならず、第二方式、第三方式にも及ぶ

ようにする。

2 所得割の決定は、当年度の所得基準とす

る。

3 均等割は一世帯に一人以上の納税者があ

るときはて減する。

二、事業税の軽減

イ 個人事業税

基礎控除を三十万円にす

△六五億円

四、地方税等の改正要綱

なる戦略的思想のもとに、安保改定が行わるものが極めて不明確である。ソ連の人工衛星出現以来、アメリカでもミサイルが重要視されてきたと考えられるが、なおかつ地上戦斗をも相当考慮しているとみるべきだろうか。

「極東の平和と安全」を具体的にどうしてまもるか。安保改定では武力の行使を想定しているが、いかなる手段、方法で、武力の行使を行おうとするのか。これらの諸点をまず、明確にする必要があろう。

二、安保改定条約について

(1) 前文

「極東の平和と安全」は国連憲章の五一條五二条からはずれたものである。また日本の平和と安全のためともうけとれない。

米韓、米台、米比の相互防衛条約を背景にした日米相互に関連するものである。本改定条約がこれらの諸相互防衛条約とちがつて、とくに十年の期間を限る理由はどこにあるか。おそらく十年のうちには台湾ならばに韓国の地位についてある程度の結着をみることをみとおしたアメリカの対韓、対華政策からでているのであろう。一体、日本

自らは十年後、いかなる国際情勢をみとおしているのか、あるいは期待しているのか、少しも判明していない。日本の独立については、少しもふれず、「極東の平和と安全」のみを強調しているのは問題である。私としては、十年後は、日本をめぐる非武装地域の設定が現実の問題として登場していることを予想する。

(2) 第一条

二項にある「他の平和愛好国」とはどこの国をさすのか。国連憲章と併せてよむと、ソ連は当然入り、国連に加盟していない中国は含まれない。しかし、おそらくここではいわゆる自由主義諸国をさしているのだろうが、そうすると、国連に加盟していない韓国が入ってくることになる。国連との関係でみると極めて不明確な表現といわざるをえない。

ソ連を含めば、安保改定のみならず安保条約そのものもいらない。中国を含めてよ

むと、中国の国連加盟支持が必要になる。これらの関係が明確にすべきだろう。

(3) 第二条

(1) 「自由な制度を強化し」の自由な制度とは具体的には何か。マツカーサー大使の横浜ロータリークラブの昼食会における演説（昨年十月十三日）で日米両国の共通の目標としてつぎのように述べている。「日米両国民とも法律順守の基礎に立つ民主主義政府を信奉し、特殊集団が法律、民主主義諸原則に違反して実力行使、脅迫を行おうとするのを阻止する」このような見解にたてば、この第二条と第四条を併せて読むと、内乱条項は実質的には削除されずに、いかされているとみるべきだろう。

(2) 二項の「国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め・・・」もみのがしえない。これが経済的にも具体的な拘束力をもつおそれがある。貿易、為替の自由化と直接関連するドル物資の輸入拡大措置など、こんごの改定条約にも根拠をおくことができる。

(4) 第三条

(1) ヴァンデンバーグ決議と関連ある条項だが、「憲法の規定」が憲法の改悪された場合にも通用するとなると甚だ危険である。

ヴァンデンバーグ決議がいかなる国際情勢のもとでなされたものであるかについては、ヴァンデンバーグ自身の日記からも明らかである。すなわち、決議の行われた一九四八年、彼はすでに、近き将来に中華人民共和国成立、ベルリン封鎖のおこることを予見し、これらの緊迫した国際情勢に対処すべく起草されたものである。今日、かかる緊迫した情勢はなく、逆に雪どけの方向にあり、当時とは全く相違した条件のなかにある。

(2) 自衛隊に対し、さらに条約上の根拠を与えることになるのではないか。砂川事件に関する最高裁の判決は、現行安保条約は高度に政治性をもった統治行為に属すから、司法審査になじまないとしてい

るが、もし自衛隊が改定条約にも根拠をおくとなると、自衛隊に関する司法審査がおよばないおそれがでてくる。ここで自衛隊は単に憲法上ののみならず、条約上の根拠も与えられて、確固とした法上の地位を確立することになる。

(4) アメリカの原子力法との関係も重要である。同法では、核兵器の提供は「アメリカと相互防衛関係にあるもの、核兵器について十分の知識のあるもの」に限られているが、最近のアメリカ側の見解では、潜在的に核兵器を開発する能力ある国にも拡大されるであろう。その場合、潜在的に核兵器を開発する能力ある国に、西ドイツや日本がふくまれている。

改定交渉にあたっては、当然原子力法との関係を前提として話しているはずである。かりに外務当局が知らなくとも、防衛庁では検討すみにちがいない。

(5)

第四条
「隨時に」とは、「當時」に通じ、自衛隊の内容についても常時協議することになるだろう。自衛隊の内容はアメリカ軍の拘束をうけ、アメリカ軍の二軍的存在になることを意味する。アメリカがわが国の軍事予算編成にも直接の影響をもちうことになる。一体、日本政府は自ら「自衛隊はいかなる戦力を目的としているか」について具体的に考えたことがあるだろうか・・・(自民党の一部では「三ヶ月間もちこたえる戦力」)を目的として考えているようだが、今日の高度な兵器の上で三ヶ月間もちこたうる戦力とはどのような規模のものであるか、また予算を伴うものであるか。三ヶ月間もこたえたあとはどうなるのかアメリカ軍でも救援にきてくれると考えていいのだろうか)

(5) 後段の非常事態の協議についての交換公文とも関連し、また前述の如く第二条をうけると内乱条項が生きてくる。

第五条

「武力攻撃」は自衛隊法第七六条にい

(文責大下)

(6) 第十条
一項では何を想定しているのか。十年以内にNEATOでも考えているのか。

三、行政協定について

第三条に関する合意議事録をみると、施設提供について、より徹底した義務を課せられている。地下工作物までに拡大されたことは、ミサイル発射施設が地下につくられていく今日、重要な意味をもつものと予想される。軍事基地の目的について、明確にのべられていない。この点明確にしておく必要がある。それにしても第三条に関する議事録が、なぜこのように詳しく書かれているのか、あらゆる角度から検討されるべきであろう。

隊法では現実に武力攻撃のせっぱくした場合を想定しているのであるが、いずれにしてもアメリカ軍が武力攻撃せっぱくの情報を流してくれれば、自衛隊法と一致することになる。自衛権の行使は、本来、不正な攻撃がせっぱくした場合を予想しているが、本条項でゆくと、自衛権の行使は、本来の意味と無関係に出来ることになる。個別の自衛権とは無関係に行使される。したがって、実質的には集団防衛条約といわざるえない。金門、馬祖の戦斗行為にまきこまれるとなると、本来の自衛権の行使とは無関係であることことが明瞭であろう。

さらにMSA協定第一条と結びつけば、海外派兵の論拠もでてくる。

第六条

(7) 極東の区域とアメリカ軍の行動区域とはおおむね一致すると、政府は答弁しているが、条文のどこにも、その点明記されていない。したがって、アメリカ軍の行動が、極東の区域をでる場合もありうるわけで、その場合、条文ではいかなる拘束力ももちえない。吉田前首相の回顧録では、朝鮮戦争当時の吉田首相がマッカーサーに瀬戸爆撃を進言したことを得々とのべられているが、このような危険は依然として残っている。

三、行政協定について

二、最近のアメリカ経済の動向

武山泰雄

(日経新聞経済部次長)

アメリカの鉄鋼ストは一月はじめ經營者側の譲歩でまとまった。これはニクソン副大統領、

ミッチャエル労働部長のあっせんによるもので、ニクソン株、ミッチャエル株を上げることになった。

続いて大統領の予算教書、経済教書、一般教書が発表された。この三教書の特徴は、スタンド・バット・プログラム（堅く現在の地位に立つ）とニューヨータイムスが評していように注意深い楽観論で、打出された政策は現状と大差がない。経済面については、対外的には後進国との開発競争が今年の特徴であり、国内ではインフレ抑制、金の流出抑制に重点をおいている。これを合せて日本の立場から考えると、自由化をさらにきびしく日本に迫り、また後進国には日本の金を出させるし（今迄のアメリカの支出を日本や歐洲に肩がわりさせる）ということになろう。

次に、アメリカの景気上昇についてみると、人口増、技術革新、新製品売上増により、五九年から上昇し六〇年代は明るいとみられてくる。即ち人口は二億一千万人となり、技術革新は設備投資の段階となる（昭和三〇年に三〇億ドルの研究投資が現在一〇〇億ドルであり、研究の成果は七年といわれるからこれが一応実つてくる）といわれている。そして国民総生産は五九年に四、八二〇億ドル（五〇〇〇億ドルの見込みがストで達成できなかつた）、実質三・五%の成長率であったが、六〇年には五、〇〇〇億ドル経済が第一四半期に達成され、成長率は名目五・五%、実質四%と見込まれている。しかし上期の九月までは問題なく上昇するが、下期については二つの意見がある。強気の意見は、下期から設備投資がかなり起り、消費購買力が増し、輸出がふえるだろう、これが景気の支持要因となるとし、弱気の意見は、七月から九月迄で頭打ち、第四四半期（十月・十二月）は

横バイ、金利が高くなり金融引締の効果があがるとみている。

金利の問題は、最近のアメリカは聯邦銀行の割引歩合四%，短期もの大蔵省証券四・五%で、通常の逆になつておらず、イギリスが五%に引上げたことなどからみて、聯邦銀行の割引歩合を五%位に引上げるのではないかといわれているが、長期国債の利率が四・二五%に抑えられていて、これをとりはらう案が民主党の反対でつぶれ、長期国債を短期国債に借りかえる等で金融ひっぱくが起つており、この四・二五%をとりはらうか否かが、アメリカの金融政策の一つの見所となる。私見をいえば、この際一%位上げて大統領選挙前に下げる政策がよいと思われる（下期が弱いため）以上のように景気については上期は意見が一致しており、下期は二つの意見があり、来年はスローダウンという見方が一致している。

大統領の一般教書について、国内経済面にしほつてみると、五つの柱からなっている。第一がインフレ抑制、第二が労使関係、第三が農産物価格、第四が教育、第五が公民権問題（黒人問題）である。第一のインフレ抑制と予算編成では、七月一日から来年六月までの予算が才出七九八億ドルに対し才入八四〇億ドルで実に四二億ドルの黒字をみている。（今年の六月までの予算では二億ドルの黒字）このように大きな黒字を出した理由は、インフレ対策と金流出に対する国際的デモンストレーションとみてよいだろう。今度の予算はアイク最後の予算であり、アイクが大統領に出馬する際、朝鮮戦争の終結と均衡予算が公約であったが、この均衡予算の公約を実行しようというアイクの意欲がみられる。この四二億ドルの黒字を国債償還（来年七月まで）にあてるといつているが、これがすぐ影響を及ぼすことはないにしても、アメリカ経済の回復が相当良いことを示すものであ

る。

予算のうち国防支出と海外援助についてみると、六一年中の国防支出は四一〇億ドル、来年度以降の支出権限額四〇五億七、七〇〇万ドルであり、中で目立つのは航空機からミサイルへの転換である。航空機は前年度の六七億ドルから六〇億ドルに急減し、一方、ミサイルは三五億ドル、ミサイル研究費は二五億ドルに達している。後進国開発借款基金へは、本会計年度十四億ドル、六一年実施額三億ドル、支出権限額七億ドルとなっている。

第二の労使関係について、鉄鋼ストの妥結の内容をみると、向う三〇ヶ月の間に一時間当たりの労務費を三九セント引上げる（現行三年を三〇ヶ月とした）というもので、これを段階を設け漸次引上げ、一月一日から六・五%上げるというものであり、会社側は過去十年間は年平均八%づつ上っているから成功だといつていてが、作業条件については会社側の意図は貫けなかつた。即ち、技術革新に応じて会社側は作業条件を自分の意志通りにしようとして、組合はワグナー法以来の既得権を失うまいとして、これが争議の中心となつたが、結果は一九六〇年末迄に三人委員会で妥当な案を作り勧告することとなつた。これはカイザーが大手を出しぬいて契約したときの内容と同じであり、組合側の勝とみることができる。今年一杯どの組合も作業条件については鉄鋼にならうこととなろう。

農産物価格では、アイクになつてから弾力的にかえてきてはいるが、依然としてペリティ支持で固定化しており、教書もこれをさらに現実価格に近づけたいというのみで具体的に示していない。今後農業教書が別に出されることが予想される。

以上の動向が日本にはどう影響するか。日本としてはアメリカの景気上昇は望ましいことだ

ろう。しかし安保で対等になつたから経済も対等でやろうとアメリカの銀行家が言いはじめたように、自由化が今年は相当の問題となろう。自由化とは国際分業を貰くということだと思うが、そうすると生産力のないものは競争から落ちる。自由化的速度と同じ速度で日本経済のカクテル化が進むのではないか、従つて自由化とカクテルの問題をどう調整したらよいかが一つの問題となる。もう一つは、輸出についてチヤンピオン業種を育てねばならぬが、これと他の産業との関係をどうするかという問題である。こうした問題について国内の準備が進まないうちに、自由化は非常に急ピッチで来ているのである。

アメリカの貿易収支四〇億ドルの赤字は、アメリカ国内で非常に宣伝され、選挙にも利用されたが、これはアンダーソン財務長官の演出で、これを利用してアイクに公約を履行させるという方向に持つていったのではないかと考えられる。そして、後進国援助に歐洲や日本の金を使わせること、海外軍事費の節減ができること、政府ベースの対外貸付を肩がわりさせため民間投資を伸ばすことの三つははつきり言われている。

先頃来日したビジネスインター・ナショナルの一行も百分アメリカ資本の合併会社を日本に作りたい。そこで生産しアメリカやヨーロッパに輸出する、利益は日本においてよい、いづれは非居住者勘定の自由化が行われるから今のうちに入っておきたい、これを政府に圧力をかけて実現させると述べている。そしてその理由は、日本はコストが安いということである。これだけ訓練された労務管理機構は外にはない、われわれはそこを産業の基盤にしたいといっており、そこに工場を作りたいとはいっていない点が注目される。

三、最近の景気動向と今後の展望

力 石 定 一

(国民経済研究協会)

まず景気循環の一般的問題として、これをみ

るには、三つの種類のことなる景気波動を観察

しなければならない。

第一は大体十年を周期とする波動である。これは、フランスのジュグラーという人が発見したので、ジュグラー循環とよばれる。マルクスが資本論で論じている恐慌論も、このジュグラー循環を基礎にしている。

第二は、約四十ヶ月くらいの周期の短期波動である。これは、アメリカのキチンという人が発見したのでキチン循環とよばれる。通常、一つのジュグラー循環の期間中に三つのキチン循環が行われる。経済企画庁などは、このキチン循環を基礎にして景気観測を行っている。

第三は、ロシヤのコンドラツエフという学者の発見した循環で、数十年の長い周期で波動する。たとえば、第一次大戦から第二次大戦までの間は、コンドラツエフ循環の下降周期にあつた。ことに一九二九年大恐慌後、第二次大戦までのあいだ長い慢性的不況が支配した。第二次大戦後、現在は技術革新が活潑におこなわれ、コンドラツエフ循環の上昇周期にあたっている。そして、この上昇周期の土台の上でジュグラー循環が行われ、そのまたなかでキチン循環が行われているのである。

なお、第四の循環として、戦争が周期的におこり、これによつてある種の循環が行われているという見方もあるが、これはこの場合別にする。

われわれが景気動向を判断するには、したがつて三つの循環周期を觀察して、現在はそれぞれの循環のどういう時点にあたるかを判断しなければならない。そういう見方でみると今年後半から明年にかけてキチン循環の頂点を通つて下降にむかう。しかもそれは一九四九年ころからはじまつたジュグラー循環の終期と一致するので、相当大きな恐慌となるであろう。しかし、現在はコンドラツエフ循環の上昇期にあるので、二九年恐慌のような長期の大不況となることはあるまいと思われる。

現在は、四九年開始のジュグラー循環内の、第三のキン循環の上昇期である。循環の原動力は設備投資の増加であり、その結果機械受註が増加し、それが在庫投資の増加というふうに波及してゆく。現在のキチン循環での機械受註の最盛期は去年の三月からはじまり、それ

から一年半ないし二年を経過した今年の秋が、現在のキチン循環の絶頂となろう。

大たい、一つのジュグラー循環のなかでの第一、第二のキチン循環では、上昇期の需要超過と、下降期の供給超過は一面的にあらわれる。ところが第三のキチン循環になると、キチン循環の上昇期の需要超過要因とともに、すでに終期に近づいているジュグラー循環の供給超過要因とが混合して作用する。そこで現在のキチン循環の上昇局面の特徴として、供給不足と供給過剰の両面の現象が、いり乱れて乱調子にあらわれている。

国際的にみても、理在第三キチン循環の周期が作用している。たとえば設備投資をとっても、ドイツ、アメリカ等では拡張投資よりむしろ合理化投資、近代化投資の比重が大きい。というのは、通常、第一、第二キチン循環では拡張投資が優勢となる。それはジュグラー循環の上昇期と重複するからである。そして第三キチン循環では合理化投資で最後の仕上げをする。これが通常のかたちである。ところが日本では、第三キチン循環に入つても拡張投資の比重が高い、それは、日本では、戦後はじめて重化学工業製品が世界商品となつた。これが世界市場へ進出してゆくには、一定の国内市場の規模と、それに応ずる大量生産の規模をもたないと、外國商品と世界市場で斗うことができない。戦後の日本の有力な輸出商品となつたカメラ、電気機具、あるいは自動車などがこの経過をもの語つてゐる。このため、日本では拡張投資を必要とする強い要因が働いてゐるのである。しかしながら同時に、輸出競争に対応するため、合理化投資の性格をもつてゐる。

拡張投資の特徴は、雇用効果が大きく、労働力需要を拡大することである。大企業は、生産能力拡大のために下請工場の奪いあいます。また、経済基盤の強化という名目でソーシャル・オーバーヘッド投資（公共事業投資）が大きくなる。こうしたことの結果として、消費拡大の圧力が大きい。こういう特徴はみな、いまの日本経済にあらわれてゐる。つまり、国際経済のなかで、日本経済の独走（不均等な拡大発展）が行われてゐる。こういうことからも、日本経済としては、今後到来する景気後退はそ

う深刻なものとはならないだろうと思われる。

つぎに景気循環と国際収支との関係である。

今までの第一キチン循環、第二キチン循環では、いずれも循環終期に外貨危機がおこった。

二十八九年、三十二三年のデフレ期がそれである。しかしその後、日本の輸出力が強まつたので、今度の景気後退期には外貨危機は起らないだらうとの説もある。しかし、これは日本の貿易構造、産業構造に関連する問題である。たしかに、最近日本のアメリカむけの消費材の輸出が増大してきている。去年あたりは、日本の対米輸出は対前年比で五割も増大している。日本だけなく、西欧諸国のアメリカむけ輸出も増大している。

これは、どういうことかというと、第二次大戦後他の資本主義諸国の弱化に乗じて、アメリカはほとんど世界貿易で独占的地位をしめた。アメリカは輸出超過による国際収支黒字にもとづいて、国際的な投資や援助をふんだんに行うことができた。これを基礎として、資本主義諸国に対するアメリカの支配体制、指導体制が確立された。ところが西欧諸国や日本の設備能力が復活してアメリカの設備能力と均衡してくるにつれて、低賃金（日本はもろく西欧諸国も、アメリカにくらべれば低賃金である）がものをいよいよになってきた。そこで、西欧や日本がアメリカとコスト競争で対抗できるようになってきたのである。

それに加えてアメリカの国防支出が大きくなっている。西欧でアメリカと似た立場にあるのはイギリスである。第二次大戦後、戦災の被害が軽かったということで、イギリスはドイツ、ドルの軟化、金の流出がおこっている。それに對して西欧諸国や日本は金ドル準備を強化している。西欧でアメリカと似た立場にあるのはイギリスである。第二次大戦後、戦災の被害が軽かったということで、イギリスはドイツ、フランス等に対して優位になつた。そこへドイツ、フランスが追いついてきたので、イギリスは軍事費の削減で対抗しようとした。いまアメリカがその段階へきている。

いずれにせよ、資本主義諸国の中核とするインフレ政策は限度にきており、ドルを中心とする世界通貨の信用膨脹も限度へきっている。そこで今年に入ってからアメリカで大はなな株価の下落がおこり、日本でも昨年末に千円

をこすとみられた株価が大きく下落して、以後株価は停たいしている。これはジュグラー循環の終期がきていることを予告しているものである。

だが、おそらく今年の日本の対米輸出は、伸び方がおちるであろう。それは鉄鋼ストの解決などもあってアメリカの設備投資が強まり、住宅建設等が下降するからである。住宅建設が下降すると、それにともなって耐久消費材の消費もへる。これは、日本の消費材の対米輸出低下をもたらす。また対米輸出の期待される小型自動車でも、アメリカの自動車メーカーが小型自動車の生産に取り出しているので、日本の対米輸出は決して甘くみることはできない。また日本の西欧諸国への輸出も、昨年はのびたが今年はあまりのびないであろう。東南アジアむけの輸出は最近増加しているが、これは西欧の好景氣の反映であり結果である。つまり西欧の景気の従属変数である。

なお、国際収支の面で重要なのは海上運賃の問題である。従来の通例からいと、西欧の景気がよくなると海上運賃が上昇する。日本では、原材料輸入費の平均二割くらいが運賃であるから、海上運賃の上昇はすぐ国際収支へひびく。この前の一九五六年のエズ動乱の時も、これが海上運賃上昇をもたらし、それが日本の国際収支の危機をまねいた。そこでこの前の三十二年五月の金融ひきしめのデフレとなつた。しかも現在は、神武景気のときよりも輸入原料依存度が大きくなっている。いまは海運不況で海上運賃が安いけれども、これが上昇していくと、やはり国際収支にとって大問題になることは不可避であろう。

つぎに、最近問題となつてゐる貿易自由化との関連を見る必要がある。日本とドイツとの、工業生産と貿易との水準の戦前戦後の対比みると左表1のようになる。

	入準	輸水	
工業生産	輸水	輸水	
日本	261	99	117
西イ	233	310	309

つまり西ドイツは、戦後の輸出のびが大きいので、その国際収支は十分に輸入余力をもっている。しかも日本とちがつ

て、西ドイツは、工業原材料の相当のものが自給できるので、輸入外貨を製品輸入のワクにむけることができる。

それに對して日本は、輸出ののひか低いので、輸出でかせいだ外貨で原材料を輸入するのをもたない。だから、この前の神武景氣の時は、設備投資、需要超過に応ずるために緊急に鉄鋼等の製品を輸入して、それが国際収支の危機の一因となつた。こういう対比でみると、西ドイツは、国際収支面からみて十分に貿易自由化にたえる力をもつてゐる。それに西ドイツ等の西欧諸国は、たとえば、欧画共同市場というような、各国が相互に補完しあう市場をもつてゐる。その共同市場のなかにおいては、すでに十年も前から、徐々に自由化のための準備措置をつみ重ねてきてゐる。

ところが日本は、その国際收支面からみて、原材料輸入にせい一ぱいで、自由化にたえる力をもっていない。また市場の面からいっても、日本は補完的な市場圏をもたない。その日本が、今後三年で一挙に輸入の七〇%まで自由化するという方針をとっている。これは大きな危険性をはらんでいる。政府がこのように急いで、ある意味では危険をおかして自由化を行う方針をとっているのは、いま海外からの自由化圧力がかかっているからである。

日本はすでに十三億ドルも外貨保有ができた
「日本はすでに十三億ドルも外貨保有ができた
う一つの圧力は、IMF等からくる圧力で、
条件等の点でたちおくれることになる。これは
経済法則、市場法則にもとづく圧力である。も
う一つの圧力は、IMF等からくる圧力で、
「日本はすでに十三億ドルも外貨保有ができた
のだから自由化せよ」という、一種の機構的压
力である。いずれにせよ、これらの圧力はいま
ひしひしと日本經濟におよんでいる。

日本経済が自由化に対する抵抗力をもたない理由は、さきにあげた工業生産指数と輸出指数の不均衡な姿とも関係しているが、次のような、地域別の輸出の復活指数の不均衡によっても説明できる。

表 之

日本の輸出数量の対戦前比（地域別に）

日本の輸出数量の対戦前比（地域別に）		表 2
(中ソを含む)	向け	23%
東洋	"	100 "
東南アジア	"	120 "
東欧	"	140 "
北アフリカ	"	190 "
米洲	"	190 "
ム等との東西貿易	は、中国、ソ連、朝鮮、ベトナム等との東西貿易が制限あるいは断絶している。	近い極東アジアへの輸出がのびていない。これは、中国、ソ連、朝鮮、ベトナム等との東西貿易が制限あるいは断絶している。
日本	は、中国、ソ連、朝鮮、ベトナム等との東西貿易が制限あるいは断絶している。	近い極東アジアへの輸出がのびていない。これは、中国、ソ連、朝鮮、ベトナム等との東西貿易が制限あるいは断絶している。

という政治方向が大きくうかび上ってること

が考えられる。

(文責 政審事務局)

四、最高裁の砂川事件判決に対する批判

以下は、十二月二十五日わが党憲法擁護特別委員会（委員長大貫大八）が、眞野毅（砂川事件担当の弁護人）、佐藤功両氏を招いて行つたヒヤリングの要旨である。（筆責、政審堀米正道）

元最高裁判所判事

弁護士 真 野 毅

砂川判決は、最高裁判所発足以来の大裁判であり、日本裁判史上においても特筆すべき大裁判である。

何故にそれ程の大裁判かと云ふと、松川事件とか八海事件と異なり、事実関係は、時間的には一時間半から二時間、空間的には二米から三米立川の米軍施設に入ったという極めて簡単明瞭なものであるが、この事件に含まれている法律事実が極めて重大なのである。

日本国憲法が制定されて、第九条で戦力不保持の厳格な規定をしたに拘らず、その後の保守政権の政策上の立場から、逐年軍備を増強し、アメリカとの条約によって米軍が日本に駐留するという経過から鑑みて、日本の現実にとっては極めて深刻な問題が含まれてゐる。一方国民の間では憲法は国の敵たる基本法であるとの観念が強く、戦力不保持の条項と現実の政治的問題に重大な関係が今日生じつてゐる。

たまたま起つた砂川事件の判決を巡つて、最高裁判所がこの問題に憲法の立場から終止符を打つべき立場に置かれたものである。

しかしながら、最高裁の判決が十二月十六日にもかく言い渡されたことになつてゐるが、これらの基本的な問題について最後の断が下つたとみることが出来るか否かは一つの問題である。

最高裁がある判断を下したからといって国民の納得のいかないものが最終のものと云うことは出来ない。このようなものはさらに繰り返えされるものである。この判決は国民全体を説得する。

する力を持っていないものであると考える。

この裁判を巡つて、よく政治的裁判ということが云われるが、私がこの裁判の弁論で他の弁護人と重複をさけるために主点を置いた点は、行政的、政治的裁判を排して純司法的立場から憲法が制定された当時の日本の為政者がどう考えた、国民がどういう意志をもっていたのかという点に重点を置き、その後の国内事情、政治的事情での憲法解釈は許されないことを強く主張した。

また、最高裁が、この判決をとり扱う上に置いて、始めから司法審査権がないと逃げる心配があつたので、憲法第九条の核心にふれて判断せよと主張した。これは九条の基本に触れるということであつて、憲法の上面にチット触れればよいということではない。

この判決の中心課題は、自衛のために戦力を九条二項に於て保持出来るかどうかという点である。

この点については、憲法改正論者で私と反対の立場であり、この判決の賛成論者でもある高柳賢三君すら憲法の核心に解れずアライマイであると不満を述べている。

判決理由は、大事な点はアイマイに逃げていながら「自衛のためにはいかなる措置をもとり得る」としている点は、自衛戦力の肯定に行きそうに用いながら「……それはともかく」と逃げている。この判決を一読した感じでは、判決理由で判決が出来たのではなく、結論が先にあつて、理由はあとからつけたとしか考えられないものである。即ち今日の再軍備という既成事実の上に結論と理由を結びつけたものである。

この最も典型的なものは田中（長官）意見である。彼は、「不法入国」問題を例にとらえて、既成事実は総て安定秩序たらしめるという考え

であるが、不法入国の問題は、この場合の例とはならない。不法入国者の生命財産が守れるのは、人道上当然のことであって、不法入国の違法事実に対する責任追究とは全く別のものなのだ。

このようなことは不法建築の場合でも同様である。

こういう田中裁判官の意見は、法律家としては最も無鉄砲なもので法律を知らざるものと云わなければならない。

本件裁判にあたつての弁護団の主張は、憲法第九条の成立に至るまでの経過及びその制定国会における論議を通じての基本精神の解明と正しい解釈を強調した。このことは、私が最高裁判所の裁判官として在職中に、憲法調査会の総会において述べたことでもある。さらに近代戦における自衛戦争と侵略戦争の実質上の差異はないという点を主張した。

これらに関する詳細なデータが裁判所に提出されている。

判決は、これら弁護団側の主張を全く無視し、検察側の上告理由は殆ど全部認めている。弁護側の弁論の要旨さえ入っていない。これは国民が判決文を読んでも、公正な判断が出来ない。判決文は、最高裁の刑事訴訟規則によつて、上告趣旨及び弁護側の趣意を同じように記載することになっているが、このように検事側の上告趣旨だけをとり上げて弁護団側の意見を抹殺したこの判決書は、最高裁が自ら制定した規則に違反した違法の判決書である。形式的に全く公正な取扱いを欠いている。形式的に公正に扱われていないものは、内容的に公正に扱われていないと云わっても致し方のないことであろう。

またこの判決文は装飾的部が多い。これは単なる作文であつて、本当の精神がこもっていないものである。

判決の骨格は次の五点に分けて考えられる。一、「日本は主権国であるから、主権国としての自衛権をもつ」ということである。

理念としては、この通りである。然し自衛権をもつということからどういうことが引き出されるかということが問題なのである。

この観念は主権国家論から発しているもので今日の国際法上は当然であるが、しかし、国内法で自衛権はあるが武力を持たない、やれることをやらないと規定することは法的に可能なことで、これが憲法九条である。

自衛権があるから自衛力をもつという考え方方は、国際性と国内法とを混同したものである。

二、従つて無防備、無抵抗ではない云々ということ。

三、九条二項の戦力不保持の問題、これは判決と認めているが、それは単に文字の上から条文通りのことを云つただけであつて、しかも最後に「……それはともかく」と云つて逃げている。これは憲法の正面から触れたことにはならない。そう云つて置いて、日本に駐留する米軍は日本の戦力ではないといつてている。九条でいう戦力とは、日本が直接管理権、指揮権を有する戦力をいうんだとして、駐留しているアメリカの軍隊は、アメリカの軍隊であつて日本の軍隊ではないと云つてている。これ程形式的な議論はない。これはお父さんのものはお父さんのもの、お母さんのものはお母さんのものというだれでも分り切った子供の議論である。

この点はこの裁判の一一番大事な点で、この事件の中心をなしているものだ。しかも、簡単にこの論理だけで判決が出来上がっている。

このような論理は、美しい化装をして美しい着物を着たものは美人であるという論理と同じである。

四、米国軍の駐留は違憲かどうか、安保条約の内容が違憲かどうかという点であるが、この点は、高度の政治性のあるものは、（一見明白なものは別として）司法権の範囲外であるとしている。

五、条約についての違憲審査権があるかどうかという点については、重大なポイントであるが、この点は非常にアライイである。国民は一般的の条約について最高裁判所が審査権を持つたんかという判断を期待し

たのである。

この判決ではこの点が分らない。少数意見では「この点は明かでない」とまで云っている。

「本件安全保障条約は……高度の政治性」があつて、「原則として司法審査にはなじまない……」といつてゐるが、この文句程妙なものはない。条約一般についてのことを本件は云つていないのである。具体的安保条約については、「原則として」も例外としてもあるわけはない。非常にまづい文章である。

かりに反対にとって、アメリカの軍隊も日本の戦力となるから、違憲であるとすると、安保条約そのものが違憲となるわけである。

判決がいう通り「一見明瞭な」ことになるわけである。これは安保条約の核心にふれることになるから、極めて形式的なことで形づけたものと思われる。だから非常に論理の弱いぜい弱な判決である。一番大切な問題 国民の脳裡にある、憲法の最高の理想については、何故今日の如く変ったかの疑問に答えてもいよいよ正直な国民は、この判決で非常にダマサレタと思つてゐるだろう。

成蹊大学教授（憲法）

佐藤 功

一審の伊達判決は内容が豊富であつたが、こんなどの最高裁の判決は内容的に乏しく、その趣旨が簡単で短かすぎる。

弁護団の詳細に亘る主張が顧りみられず主として検察側の主張のみが認められている点は問題があろうかと思われる。双方の主張を充分考慮して破棄という判決を下したのかどうか疑問がある。

この判決を大きく分類すると第一段と第二段とに分かれるが、

第一段ではアメリカの駐留軍が日本の戦力か否か、日本の戦力に入るのかどうかの問題であるが、これについては、独立国である以上、自衛権が当然あるとして、自衛権は武力によるのだが、日本自身には武力がないから、それを補う意味で憲法前文でいう「平和を愛好する諸国

民の公正と……に信頼し……」を以つて来て、安保条約の合理性を求めてゐる。

これは古い主権國家論の觀念から発している。国際平和組織の發展を考慮していない。

この点伊達判決は、特定国との安全保障を意味するのではなく、国際連合による安全保障の如きものであるといつてゐる。

憲法第九条は、古い主権國家論を克服し、これから脱げ出そうとしていることに大きな意味があると私はみている。国際紛争に武力を用いないことを宣言したのであつて、「平和愛好国に信頼し」と述べてゐることをまさにこれを適用してすりかえている。

日本の安全保障の方式は、他国の方式と全く異った方式を特定しようとしたのが憲法九条である。本来考えられていたのは非武装中立であつて、他をえらんだのではなくこれに限定したものである。判決は、侵略戦争と自衛戦争を区別して考へてゐるが、真野先生も言われたように歴史的に見てもそうであるが、今日では特に、理論的にも実際的にもなり立なないことである。

伊達判決ではこの点を、国際連合による安全保障の措置が最低線であると云つてゐるわけであるが、この判決ではこのことが全く顧みられていない。

いくら最高裁が政治問題に關係しないといつても、この点には触れておくべきであつたと思う。——田中、河村意見では、安保条約が国連憲章内にあるといって、一寸ふれてゐるが——特にこの中で、「固有の戦力をもつかどうかは別として」といつてゐるが、低流には自衛隊合憲の思想、無防備ではないとか、侵略戦争をしなければよいとかいう、従来の政府がとつて来た政治解釈を是認するが如きを考えが、全体として言葉の節々を通じて感ぜられる。

田中補足意見は、もつとも明瞭にこのことを言つてゐると思う。

このような議論の組立ては理論のすぢ道として、自衛の戦力は持てるということを前提とななければ、この判決は成立たない。そういうことになると明瞭に憲法の意味に反して來ることになる。憲法の文言に限つてみても、若し、憲法が軍隊を認めるならば、軍隊の組織、宣戰の規定がなければならない。この判決はこれらの

点に關し極めて不徹底である。

しかし、この判決の論理を推していって、徹底させようとすれば当然憲法と矛盾するわけである。

安保条約が違憲かどうかの問題に対しても

——条約の違憲審査権の問題でもあるが——この判決は、統治行為を持ち出しているが、判決がいうように「一見極めて明白に違憲無効である場合」は別としているけれども、このようの一見極めて違憲無効であるということがあり得るかどうか。

統治行為論をもって、安保条約には司法審査権が及ばないとしているが、安全保障について色々な方式をえらぶことが出来るという前提に立てば、この判決がなり立つと思うが、憲法はこの選択を禁じているのである。私は統治行為論は一応認めるが、これは極く狭く解すべきであると思う。

いろいろな統治上の問題に関連する種々の事件について、裁判所が判断する場合に、判決することが不適当であるという場合にいわれるもので、始めから包括的に認めるべきものではない。

憲法は国の中止法規であることを明記しているわけであるが（第九十八条）この憲法の特質の一つは人権を最大に尊重しているという点である。この点から裁判所の本来の使命は人権を守るということであり、これが司法審査権の根拠になっているわけである。

この問題について判決は全く言及していない。また行政協定の問題についてもこの判決は不充分である。社会党から出した行政協定違憲の決議が国会で否決されたからという事実だけで憲法の範囲内であり合憲だというようなことは裁判所の言うべき議論ではない。まさにコッケイな議論であるといわなければならない。

今後の問題としてやり直し判決ではどうなるであろうか。

一、憲法九条に関する違憲論は主張出来ないのではないかと思われる。最高裁の判決が

下級裁判所を拘束するからである。

二、他の基本問題の紛争についても安保条約

違憲論も斥けられることになる。

三、自衛隊が違憲か否かについてはハツキリ

判決では触れていないので、自衛隊については争う余地がある。

四、しかし、判決は現在の安保条約についてだけの判断であって、新安保条約、即ちバーンデンバーク決議に基盤を置く相互援助の軍事同盟的条約については何ら関係がないので全く別問題で、これは新たな問題として提起できる。

五、現行の安保条約は、日本が直接管理、指揮権がないから日本の軍隊といえないという論拠があるが、今後の新条約には、「事前協議」等で、日本発言権が強化され、軍事行動に直接介入することになるので、この点が、この判決の立場をとったとしても問題がある。

六、判決が全員一致であったという点であるが、特に九条の解釈そのものについては反対がなかつたというが、無理に全員一致にしようとして、判決そのものをアイマイにしたと考えられる点が多い、特に九条の問題は日本の国論を二分して対立している問題である。国民的見地からみればこの解釈は五対五ともいえるわけであるが、この判決で、裁判所はそれを〇対十に十五人の判官によつて決定してしまつた処に問題があり、この点から国民から大きく遊離していくと言える。

この判決からして考えられる点は、裁判所はどうるべきか、国民と裁判所、裁判所と政治の関係、裁判所と民衆という点がこの判決の投げかけた大きな課題といえるであろう。

五、漁業制度調査会中間答申について（一、一〇）

水産研究会々長 浅野長光

一、中間答申の概要

1 漁業に関する一般情勢についての見解

現状認識及び将来の展望を充分にやるためにには、時間もかかるし、別につくられた基本問題調査会でもやることとなつてるのでそちらに廻すこととして、ここでは漁業制度の検討に必要な範囲で検討するに止めてある。

2 漁業政策についての見解

政策についての立場であるが、中間答申での大きな方向としては、従来の漁獲中心の施策を廃し、経営の安定と所得増加に重点を置くこととなつた。この場合、生産性の向上をはからねばならないことは勿論であるが、漁業には農業と違つて資源の問題があり、資源の適正利用と管理を重視すべきだとしている。この意味で試験研究を重視した。

沿岸漁家層を中心に施策をしたいと考えている。その方法としては、漁場の確保に力を入れる。一方では、工場廃水等による漁場の荒廃等他産業からの悪い影響を阻止し、他方では、漁業内部の調整を行う。調整に当つても、沿岸漁業の保護を中心に行つてゆく。また、漁業の改良、資源の増大を積極的に行い、沿岸漁場を確保する。以上のようなことを総合的に行う必要があり、沿岸振興対策の内容にこれらを盛り込むようにする。生産の協同化についても意識的に取り組むように述べている。

以上のような総合的な施策を行ふ場合の中心的な扱い手は、漁業協同組合を外にしてはいるとしている。他の団体をつくることは、現在の漁村の内情から考えて徒らに屋上屋をつくることだとの結論に落ちついた。しかし、現在の漁場の中には、不良漁協、弱少漁協も多いので、至急強化策を講ずべきだとしている。

漁村における過剰人口の問題も大きな問題だとして討議したが、制度調査会の空気は、これは部内だけでは解決できない問題だから、基本

問題調査会に検討してもらうべきだとの考え方

が強かった。

なお、ここで一言、漁業制度調査会と農林漁業問題基本調査会との問題についてふれると、最初制度調査会でいろいろなことをやろうと考へていたが、のちに基本問題調査会が出来たため、制度調査会は制度の面で不都合なものを改めることを中心とし、これに必要な限りで検討することとし、これにはみ出る大きな問題は、基本問題調査会でやつてもらうこととしたいということになっている。基本問題調査会に漁業部会が置かれ、その立場から漁業問題の検討を進めてゆくことになったので、或いは政策に対する考え方も、制度調査会での考え方と変るこもありうる。

次に中小企業に対する考え方であるが、ここでも経営安定が中心に考えられている。それとともに、生産の自主調整を必要とするとの結論が出されている。自主調整についてはサンマである程度の成果を収めている。

国際漁業では特に漁業者による自主規制が必要と考え、これを制度化することを述べている。なお、国際漁業に関連して海洋法の問題に所々ふれてはいるが、特にこれに対する態度は出してはいない。しかし、暗黙には海洋法が今後の国際漁業の柱となることは認められている。例えば、大陸棚の問題及び合併事業を行う場合における旗国主義の問題は、今後日本漁業に大きくなはね返つてることが予想される。海洋法における旗国主義と漁業法、許可制度の関係は将来慎重に検討すべき問題であろう。

次ぎに海外漁業の面では、合併、漁業移民、技術提携等について、国内政策との関係で充分検討すべきだといつてゐるのみであるが、最近の動きとして、制度調査会とは別に政府に海外漁業に対する審議会を設置する必要が認識されて來ている。自由化問題とからんで急速に対策を講ずる必要がある。真珠の場合を例にとって

みると、従来日本の漁業者が海外で行っている生産は、国内生産の一部として扱かわれていた。また、技術の国外流出をきびしくチェックする措置をとってきていたが、これが今後引続いて出来るか否か大きな問題となっている。政府が海外漁業に対する検討を急ごうとしているのは、主としてこうしたことが原因と思われる。

沖合漁業と沿岸漁業の調整の問題について述べると、沿岸地先に沿岸漁業専用の漁場を設けることは否定している。これは浮魚を漁業権から外した趣旨と同じ立場に立つものである。また、中小漁業相互間の調整は、相互間の自主的な調整によるべきだとしている。

3 漁業権と協同組合との関係について

中間答申では、漁業権と漁協をどうするかということを中心討議を行い結論を出した。他の問題では問題提起に止まっている。定置漁業の問題も関連する限りでふれたにすぎない。真珠には全然ふれていない。

制度調査会で割り切った点は

- イ、発展的な漁業権は充分伸してゆく。
- ロ、浮魚は今後も漁業権の内容に加えない。
- ハ、漁業権と関連して「各自行使する権限」は考えるが、特別な行使規定を制定して制限できるようにしたい。

という諸点である。調査会の空気は、漁業権漁業の比率は、生産を中心として見た場合次第に低下しているか、生活及び労働の場としては重要な地位を占めている。従って現状に大きな変更を加えるべきでないという考え方が強かつた。

しかし、中間答申が出たのち、漁業権を漁協に与えることを強調、経営者原則を崩すような要求が強くなっている。たゞ、自分としては、そうすることによっては、必ずしも漁協を強化出来ないのでないかとの疑問をもつてゐる。とくに、真珠の漁業権を経営者原則を崩して漁協に与えた場合、ボスに利益を吸収されるだけに終るおそれが多いと思われる。又自由化の問題ともからんで、実権が第三国人の手に移る心配すら絶無ではないと憂慮される。

つぎに、漁業権と領海の問題であるが、中間答申では、そこまではふれていないが、その後

の討議で水産庁は、領海の範囲を即漁業権の範囲とするという表現をとることには、強く反対している。水産庁は寧ろ数字で表現する方がよいとしている。

(なお、この問題と関連として領海問題にふれ、第二回国際海洋法会議を英米等はきわめて重視して積極的に取り組んでいるが、日本では予算の関係で水産庁からは一名しか行けないことは遺憾だ。日本はA・A諸国等と手を握るために、手を打って一二浬を決めるためのニアシアチーブを取るべきだ等の話があつた。)

二、中間答申の問題点

さいごに中間答申の欠陥に一言ふれると、答申のなかに漁村、漁民、漁業労働者の問題が抜けており、この点今後充分検討を加える必要があると思う。また、環境の改善、教育の問題が抜けている点も問題だ。

(文責在事務局)

算
表

1、昭和三十五年度地方財政計画の概要(単位億円)

以上のよろづ方針に基いて策定された昭和三十五年度の地方財政計画は第一表に掲げる通り、総額一五、三八一億円であり、前年度に比し一、〇八七億円の増加である。

第1表 昭和35年度地方財政計画

(単位億円)

区 分	昭和35年度	参 考		備 考
		昭和34年度	差引増減	
A 嵩 給				
I (イ) 給 賞	出 費	6,003	5,391	612
(ア) 議 員 委 員 の 関 係	費	5,754	5,150	604
(イ) 議 員 委 員 の 関 係	報 告	59	59	0
(乙) 議 員 委 員 の 関 係	職 員	2,200	1,986	214
(丙) 議 員 委 員 の 関 係	警 察	545	477	68
(丁) 議 員 委 員 の 関 係	職 員	2,950	2,628	322
II (イ) 一 般 職 員 及 び 義 務 教 師	思 想 給 付	249	241	8
(ア) 一 般 職 員 及 び 義 務 教 師	行 政 経 費	3,178	2,805	373
(イ) 一 般 職 員 及 び 義 務 教 師	教 育 費	1,411	1,278	133
(ア) そ の 他 の 一 般 行 政	材 料 費	35	35	0
(イ) そ の 他 の 一 般 行 政	費	1,376	1,243	133
(ア) 国 車 補 助 負 担 金 を 伴 わ い も の	費	1,767	1,527	240
(イ) 市 町 村 教 育 費 の 適 正 化 等 に 要 す る	経 費	170	—	170
(ア) 公 維 投	そ の 他 の 一 般 行 政	1,597	1,527	70
(イ) 公 維 投	持 資	841	814	27
III IV V	修 経 費	459	419	40
VI	金	4,736	3,701	1,035
1 直 輪 事 業 負 担	(248)	(211)	(37)	(地方負担分を含む場合の額である。)
2 国 車 補 助 負 担 金 を 伴 わ る も の	3,159	2,624	535	
(イ) 公 共 事 業				
(ア) 公 共 事 業	事 業	2,802	2,282	520
(イ) 公 共 事 業	事 業	2,090	1,788	302
(ア) 失 業 者	事 業	712	494	218
(イ) 失 業 者	事 業	357	342	15
(ア) 失 業 者	事 業	280	284	△ 4
(イ) 失 業 者	事 業	56	58	△ 2
(ア) 国 車 補 助 負 担 金 を 伴 わ い も の	費	21	0	21
(イ) 普 通 建 設	費	1,374	1,077	297
(イ) 普 通 建 設	費	1,145	996	149
(ア) 災 害 復 旧	費	229	81	148
VI 地 方 水 準 を こ え る 必 要 経 費	計	164	164	0
歳 出 合 計		(15,426)	(13,505)	(1,921)
				(13,294)
				(2,087)

区分	分	昭和35年度		参考 備考
		昭和34年度	差引増減	
B 嵩				
I 地				
(1) 普通税	入税	6,230	5,409	821
(2) 地方税	通税	5,984	5,188	796
II 地	方場税	246	221	25
(1) 入地税	道路税	317	234	△17
(2) 地方税	特種税	136	178	△42
III 地	特別税(臨時地方特別交付金を含む。)	173	148	25
(1) 国庫支給税	交付税	8	8	0
(2) 義務教育税	支出国庫負担金	2,865	2,486	379
IV 地	教育費負担税	4,025	3,417	609
(1) 教材税	教育費負担金	1,096	972	103
(2) その他公債事業税	教育費負担金	1,077	947	103
(3) 失業対策事業税	教育費負担金	18	18	0
(a) 普通建設事業税	普通建設事業費負担金	910	817	93
(b) 災害復旧事業税	災害復旧事業費負担金	230	215	15
(c) 特別失業対策事業税	特別失業対策事業費負担金	182	184	△2
(d) 炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金	炭鉱離職者緊急就労対策事業費補助金	31	31	0
(e) 国有提供施設等所在市町村助成交付金	国有提供施設等所在市町村助成交付金	17	0	17
V 地	方債	10	19	0
VI 雜	収入	(765)	(686)	(79)
VII 蔡	合計	1,223	1,173	50
		(15,426)	(13,505)	(1,921)
		15,381	13,294	2,087

(注) () 内は交付公債による
地方負担分を加えた場合の
額である。

- 「市町村教育費の適正化等に要する経費」中には、市町村教育費等にかかる住民負担の合理化、繩越赤字の解消、減債基金の積立、地方債の繰上げ償還、等地方財政の健全化に要する経費を含むものとする。
- 歳出中「地方交付税の不交付団体の平均水準をこえる必要経費」とは、不交付団体における税収入の規模に応じて平均水準をこえて行われる必要経費である。
- 中小都市の下水道事業については、準公営企業にすることに伴い、公共事業分は地方財政計画に計上したこととした。
- 歳入について、標準税率超過課税等に基く増収分(市町村民税所得割における準拠税率をこえる課税分を含む)は、地方税収入額に含まれていない。
- この表に掲げるものの外、地方団体が交付公債で国庫に納付すべき直轄事業の地方負担金は約45億円と見込まれる。
- この表に掲げた計数は異動があるものとする。

昭和35年度地方財政計画における主な増減経費は第2表の通りである。

第2表 増減事由に関する調査

(単位億円)

歳出		事由	金額	事由	金額
I	給与関係費				
1	給人事院報告実施に基く増	612 (509)	(イ) 市町村教育費の適正化等に要する経費	170 (170)	
(イ)	義務教育諸学校の学級編成法及び職員定数による標準法に基く増	604 (504)	(ロ) その他の一般行政経費	70 (70)	
(ロ)	法律制度の改正等に基く増	189 (157)	III	公普通直轄事業に伴う地方負担分	27 (25)
(イ)	法律制度の改正等に基く増	26 (15)	IV	維持補修費	11 (9)
a	警察(警察官3,000人)の増	16 (16)	V	投資的業界	16 (16)
b	社会教育主事の増	10 (10)	1	普通直轄事業に係る交付公債分	40 (40)
c	精神薄弱者福祉法の施行に伴う増	2 (2)	2	直轄事業に伴う地方負担分	1,035 (622)
d	高等学校産業教育課程の充実のための教職員の増	1 (1)	3	維持補修費	203 (203)
e	市町村財政指導職員及び技術検定職員の増	1 (1)	4	税金	94 (94)
(イ)	臨時職員の定量化	14 (14)	5	水路港	3 (3)
(ロ)	教頭管理職手当の新設へき地手当の改訂	7 (4)	6	海岸	84 (84)
(イ)	多学年学級担任	4 (2)	7	内河	22 (22)
(ロ)	昇給及びこれに伴う給与の増	178 (153)	8	支那	535 (122)
(イ)	給与実態調査による給与費の是正	96 (96)	9	鐵道	302 (107)
(ロ)	その他の義務教育教員の指定統計による是正	74 (47)	10	鐵道	180 (62)
a	高等教育教員の指定統計による是正	58 (31)	11	鐵道	46 (16)
b	高等学校教員の指定統計による是正	14 (14)	12	鐵道	13 (3)
c	そぞれ及び退職料の増	2 (2)	13	鐵道	63 (26)
2	恩給行政経費	8 (5)	14	鐵道	218 (15)
1	一般国軍補助負担金を伴うもの	672 (282)	15	鐵道	— (—)
(イ)	義務教育関係教材の経費	133 (42)	16	鐵道	15 (—)
(ロ)	その他国庫補助負担金を伴わないもの	— (—)	17	鐵道	Δ4 (Δ2)
2	もとの	133 (42)	18	鐵道	Δ2 (Δ2)
		240 (240)	19	鐵道	21 (4)
			20	鐵道	297 (297)
			21	鐵道	149 (149)
			22	鐵道	148 (148)
			23	鐵道	146 (146)
			24	鐵道	— (—)
			25	鐵道	2 (2)
			26	鐵道	2 (2)
			27	鐵道	2 (2)
			28	鐵道	2 (2)
			29	鐵道	2 (2)
			30	鐵道	2 (2)
			31	鐵道	2 (2)
			32	鐵道	2 (2)
			33	鐵道	2 (2)
			34	鐵道	2 (2)
			35	鐵道	2 (2)
			36	鐵道	2 (2)
			37	鐵道	2 (2)
			38	鐵道	2 (2)
			39	鐵道	2 (2)
			40	鐵道	2 (2)
			41	鐵道	2 (2)
			42	鐵道	2 (2)
			43	鐵道	2 (2)
			44	鐵道	2 (2)
			45	鐵道	2 (2)
			46	鐵道	2 (2)
			47	鐵道	2 (2)
			48	鐵道	2 (2)
			49	鐵道	2 (2)
			50	鐵道	2 (2)
			51	鐵道	2 (2)
			52	鐵道	2 (2)
			53	鐵道	2 (2)
			54	鐵道	2 (2)
			55	鐵道	2 (2)
			56	鐵道	2 (2)
			57	鐵道	2 (2)
			58	鐵道	2 (2)
			59	鐵道	2 (2)
			60	鐵道	2 (2)
			61	鐵道	2 (2)
			62	鐵道	2 (2)
			63	鐵道	2 (2)
			64	鐵道	2 (2)
			65	鐵道	2 (2)
			66	鐵道	2 (2)
			67	鐵道	2 (2)
			68	鐵道	2 (2)
			69	鐵道	2 (2)
			70	鐵道	2 (2)
			71	鐵道	2 (2)
			72	鐵道	2 (2)
			73	鐵道	2 (2)
			74	鐵道	2 (2)
			75	鐵道	2 (2)
			76	鐵道	2 (2)
			77	鐵道	2 (2)
			78	鐵道	2 (2)
			79	鐵道	2 (2)
			80	鐵道	2 (2)
			81	鐵道	2 (2)
			82	鐵道	2 (2)
			83	鐵道	2 (2)
			84	鐵道	2 (2)
			85	鐵道	2 (2)
			86	鐵道	2 (2)
			87	鐵道	2 (2)
			88	鐵道	2 (2)
			89	鐵道	2 (2)
			90	鐵道	2 (2)
			91	鐵道	2 (2)
			92	鐵道	2 (2)
			93	鐵道	2 (2)
			94	鐵道	2 (2)
			95	鐵道	2 (2)
			96	鐵道	2 (2)
			97	鐵道	2 (2)
			98	鐵道	2 (2)
			99	鐵道	2 (2)
			100	鐵道	2 (2)
			101	鐵道	2 (2)
			102	鐵道	2 (2)
			103	鐵道	2 (2)
			104	鐵道	2 (2)
			105	鐵道	2 (2)
			106	鐵道	2 (2)
			107	鐵道	2 (2)
			108	鐵道	2 (2)
			109	鐵道	2 (2)
			110	鐵道	2 (2)
			111	鐵道	2 (2)
			112	鐵道	2 (2)
			113	鐵道	2 (2)
			114	鐵道	2 (2)
			115	鐵道	2 (2)
			116	鐵道	2 (2)
			117	鐵道	2 (2)
			118	鐵道	2 (2)
			119	鐵道	2 (2)
			120	鐵道	2 (2)
			121	鐵道	2 (2)
			122	鐵道	2 (2)
			123	鐵道	2 (2)
			124	鐵道	2 (2)
			125	鐵道	2 (2)
			126	鐵道	2 (2)
			127	鐵道	2 (2)
			128	鐵道	2 (2)
			129	鐵道	2 (2)
			130	鐵道	2 (2)
			131	鐵道	2 (2)
			132	鐵道	2 (2)
			133	鐵道	2 (2)
			134	鐵道	2 (2)
			135	鐵道	2 (2)
			136	鐵道	2 (2)
			137	鐵道	2 (2)
			138	鐵道	2 (2)
			139	鐵道	2 (2)
			140	鐵道	2 (2)
			141	鐵道	2 (2)
			142	鐵道	2 (2)
			143	鐵道	2 (2)
			144	鐵道	2 (2)
			145	鐵道	2 (2)
			146	鐵道	2 (2)
			147	鐵道	2 (2)
			148	鐵道	2 (2)
			149	鐵道	2 (2)
			150	鐵道	2 (2)
			151	鐵道	2 (2)
			152	鐵道	2 (2)
			153	鐵道	2 (2)
			154	鐵道	2 (2)
			155	鐵道	2 (2)
			156	鐵道	2 (2)
			157	鐵道	2 (2)
			158	鐵道	2 (2)
			159	鐵道	2 (2)
			160	鐵道	2 (2)
			161	鐵道	2 (2)
			162	鐵道	2 (2)
			163	鐵道	2 (2)
			164	鐵道	2 (2)
			165	鐵道	2 (2)
			166	鐵道	2 (2)
			167	鐵道	2 (2)
			168	鐵道	2 (2)
			169	鐵道	2 (2)
			170	鐵道	2 (2)
			171	鐵道	2 (2)
			172	鐵道	2 (2)
			173	鐵道	2 (2)
			174	鐵道	2 (2)
			175	鐵道	2 (2)
			176	鐵道	2 (2)
			177	鐵道	2 (2)
			178	鐵道	2 (2)
			179	鐵道	2 (2)
			180	鐵道	2 (2)
			181	鐵道	2 (2)
			182	鐵道	2 (2)
			183	鐵道	2 (2)
			184	鐵道	2 (2)
			185	鐵道	2 (2)
			186	鐵道	2 (2)
			187	鐵道	2 (2)
			188	鐵道	2 (2)
			189	鐵道	2 (2)
			190	鐵道	2 (2)
			191	鐵道	2 (2)
			192	鐵道	2 (2)
			193	鐵道	2 (2)
			194	鐵道	2 (2)
			195	鐵道	2 (2)
			196	鐵道	2 (2)
			197	鐵道	2 (2)
			198	鐵道	2 (2)
			199	鐵道	2 (2)
			200	鐵道	2 (2)
			201	鐵道	2 (2)
			202	鐵道	2 (2)
			203	鐵道	2 (2)
			204	鐵道	2 (2)
			205	鐵道	2 (2)
			206	鐵道	2 (2)
			207	鐵道	2 (2)
			208	鐵道	2 (2)
			209	鐵道	2 (2)
			210	鐵道	2 (2)
			211	鐵道	2 (2)
			212	鐵道	2 (2)
			213	鐵道	2 (2)
			214	鐵道	2 (2)
			215	鐵道	2 (2)
			216	鐵道	2 (2)
			217	鐵道	2 (2)
			218	鐵道	2 (2)
			219	鐵道	2 (2)
			220	鐵道	2 (2)
			221	鐵道	2 (2)
			222	鐵道	2 (2)
			223	鐵道	2 (2)
			224	鐵道	2 (2)
			225	鐵道	2 (2)
			226	鐵道	2 (2)
			227	鐵道	2 (2)
			228	鐵道	2 (2)
			229	鐵道	2 (2)
			230	鐵道	2 (2)
			231	鐵道	2 (2)
			232	鐵道	2 (2)
			233	鐵道	2 (2)
			234	鐵道	2 (2)
			235	鐵道	2 (2)
			236	鐵道	2 (2)
			237	鐵道	2 (2)
			238	鐵道	2 (2)
			239	鐵道	2 (2)
			240	鐵道	2 (2)
			241	鐵道	2 (2)
			242	鐵道	2 (2)
			243	鐵道	2 (2)
			244	鐵道	2 (2)
			245	鐵道	2 (2)
			246	鐵道	2 (2)
			247	鐵道	2 (2)
			248	鐵道	2 (2)
			249	鐵道	2 (2)
			250	鐵道	2 (2)
			251	鐵道	2 (2)
			252	鐵道	2 (2)
			253	鐵道	2 (2)
			254	鐵道	2 (2)
			255	鐵道	2 (2)
			256	鐵道	2 (2)
			257	鐵道	2 (2)
			258	鐵道	2 (2)
			259	鐵道	2 (2)
			260	鐵道	2 (2)
			261	鐵道	2 (2)
			262	鐵道	2 (2)
			263	鐵道	2 (2)
			264	鐵道	2 (2)
			265	鐵道	2 (2)
			266	鐵道	2 (2)
			267	鐵道	2 (2)
			268	鐵道	2 (2)
			269	鐵道	2 (2)
			270	鐵道	2 (2)
			271	鐵道	2 (2)
			272	鐵道	2 (2)
			273	鐵道	2 (2)
			274	鐵道	2 (2)
			275	鐵道	2 (2)
			276	鐵道	2 (2)
			277	鐵道	2 (2)
			278	鐵道	2 (2)
			279	鐵道	2 (2)
			280	鐵道	2 (2)
			281	鐵道	2 (2)
			282	鐵道	2 (2)
			283	鐵道	2 (2)
			284	鐵道	2 (2)
			285	鐵道	2 (2)
			286	鐵道	2 (2)
			287	鐵道	2 (2)
			288</td		

二、地方予算編成の方針

三十五年度予算の政府原案がきまつたところで自治庁は「三十五年度地方予算編成に關する内輪」を各都道府県知事あてに通知した。

これは理在、明年度予算編成作業と取組んでいる地方団体に対し、その基本方針を示すというもので、(一)全般的な事項、(二)歳入に関する事項、(三)歳出に関する事項、(四)特別会計に属する事項、および(五)国の予算案の確定に伴ない地方財政に關係のある事項、の五項目にわたり注意すべき点、予算編成の指針とすべき点を述べている。

年間收支の均衡

一般的には、地方税等の財政収入が大幅に増加する見とおしではあるが、義務的経費の増加がいちじるしいこと、本年度災害にかかる復旧事業が大幅に増加する見とおしであること、人事院勧告に基づく地方公務員の給与改定が実施される予定であること、などの事情を十分考慮のうえ所要の財源を留保し、年間を通ずる収支の均衡を保持するよう、編成方針を指示しているが、とくに注目されるのは、法人税割、法人事業税、のいちじるしい増収が見込まれる団体はこれを一般的な歳出規模の拡大に充てず、年度間の財源調整、超過課税の合理化、など地方財政の健全化に資するよう要望している点である。

全般的な事項

基本的には歳入歳出とも一応現行制度を前提とし、原則として年間を通ずる歳入、歳出の見とおしのうえに立つ年間予算を編成するよう指示している。

「財政面からする景気の刺激を避けるための健全財政の堅持を基本方針として、災害復旧と国士保全対策に最重点をおき、経費および資金の重点的な配分を徹底するとともに、とくに新規の事業はこれを抑制する等の方針のもとに予算を編成すること」

また、この予算編成の背景となる国民経済の動向として今年一月二十六日閣議で決定された「三十五年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」をあげている。

これによると、本年度における国民総生産の実績見込みは前年度に比し一四・九%（実質成

長率一三〇%）の伸びを示すものと予想され、物価は総体としておおむね横ばいの傾向をたどるものとみられている。

このような経済の動向からみると明年度は地方税等の収入見込額に比して大幅な増収が見込まれるわけだが、自治庁はつぎのような特殊事情をあげて、これら事情を十分考慮のうえ、所要の財源を留保し、年間を通ずる収支の均衡を保持するよう望んでいる。

(一)、義務的経費の増加が相当額にのぼること。

(二)、本年災害復旧事業も大幅に増加する見込であること。

(三)、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴なう地方公務員の給与改定が実施される予定であること。

明年度増加するこのような財政需要に対してもられる地方財政計画上の財源措置は本年度当初計画を基礎として行なわれるものなので、本年度の地方財政計画の計上額を超える地方税の自然増収はそのまま明年度の財源措置額の中に算入されることになる。また、この増収相当分は明年度の地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額に算入されることになるので本年度計画の計上額を超える地方税等の自然増収額が財源として、本年度にすでに給与費その他の消費的経費の増額、または一般的な建設事業の増額を図った地方団体は、当然自然増収相当額に対応する歳出額を圧縮しなければ明年度の新規財政需要に応ずることができないわけだ。

自治庁はこの点とくに留意のうえ予算の編成に当たるよう注意を喚起している。

右と関連するが明年度は八百億円におよぶ地

方税の増収が予想されており、その増収の大宗をなすのが法人関係の諸税だ。

自治庁はこれら法人税割、法人事業税のいわじるしい増収が見込まれる地方団体に対しては直ちにこれを一般的な歳出規模の拡大にあてず、つぎの二点にとくに留意するよう希望している。

(1) 将来にわたる経済の変動等をも考慮して

年度間の財源調整について配慮すること。

(2) 一般補助事業等の財源については地方債を充てず、なるべく税収入を充当するなど

財政の健全化につとめること。

(3) これら地方団体のうち、地方税の超過課税を行なっている団体で税の増収が将来も見込まれるのはその合理化について検討を加えること、このほか自治庁は明年度地方財政運営の基本方針に、地方団体間の財源帰属の適正化、割当寄付・税外負担の解消を織り込んでいるが、この点についてはつきのように述べている。

「地方財政の秩序を確立するため国および地方公共団体または都道府県および市町村間における経費の負担区分の正常化を図ることが必要であることは、これまで繰り返し通達して来たところだが、なお不十分とみられるところが少なくないので、このさい各法案の趣旨にのつとりその徹底につとめられたい」

ちなみに自治庁は以上の趣旨を具体化するため地方財政法を改正し団体間の負担区分を法定化し地方交付税法を改正して負担を転嫁する必要のないよう所要の基準財政需要額を引き上げる方針である。

また、財政再建団体Ⅰ再建計画にしたがい予算を編成することはいうまでもないが、いやしくも予算が計画を超過するようなことがあってはならない。

また、計画の変更を要する団体は計画変更を行なったうえ予算の編成を完了すること。

合併市町村Ⅱ 地方交付税の特例措置（合併定替、合併補正または段階補正の特例）の適用期間の経過なし終了に伴ない地方交付税が減

少することを考え、財政取支の均衡を損なうことのないよう計画的な財政運営に努めること。

また府県において、合併市町村の育成強化を図ることはもちろんが、すべての市町村に対してもその行財政運営の合理化、健全化を図るために必要な行政指導を積極的に進めるよう努めること。

税収見積もりは確実に

歳入に関する事項

歳入の各項目についてそれぞれ注意点、留意点をまとめてみよう。

一、一般財源（地方税、入場譲与税、地方交付税等）＝この見積もりは一応つぎの方式によつて算出された額とする。

【（34年度基準財政需要額Ⓐ）+（34年度の単位費用を用いて算出した数値の増減に伴なう増加または減少財政需要額Ⓑ）】+【（昇給に伴なう一般財源所要額）+（中級職員にかかる給与の引き上げおよび期末手当の増額に関する人事院勧告の実施に伴なう一般財源所要額）】×0.8○+（特別交付税額①+（35年度税収入見込額×20%【市町村にあっては30%】）②

二、地方税収入＝現行地方税法の規定に基づいて三十四年度における制度改革の平年度化による収入見込額を基礎としこれに経済状況の推移について慎重な検討を加えて確実な見積もりをたてる。

ただし、住民税については三十四年度の所得税の減税に対応して三十五年度以降住民税所得割についても減税を行なうことにしているので、所得割のうち所得税額を課税標準とするものは税率を据置き、課税総所得金額から所得税率を控除した額を課税標準とするものは準拠税率に所要の改正を行ない、また扶養控除税額の引き上げも別途通達により行なう方針である。でその見積もりについてはとくに注意を要する三、地方譲与税＝入場譲与税は総額で本年度当初見込に比し、四十二億円の減少が見込まれている。

四、地方交付税＝普通交付税は－（一般財源）で示した算式のうちⒶⒷⒸの合算額から三十五年度の税収見込額（普通税、入場譲与税、特別譲与税、国有資産等所在市町村交付

金、公社有資産所在市町村納付金等)を基礎として算定した基準財政収入見込額を控除したこと額を計上すること

五、地方債(許可方針は別に通知されるが、さし当りつきの諸点に留意して予算の編成に当ること

(一)、地方財政再建促進特別措置法の適用または準用をうけない赤字団体については、本年度に引き続き起債を制限するか、許可しない方針である。

(二)、公営企業および準公営企業にかかる地方債については従来に引きつき、さらにその増額を図る方針である。

(三)、特別会計の直轄事業の地方負担分にかかる交付公債制度を廃止し、現金納付方式に切りかえたことに伴ない、直轄事業債百六十億円をあらたに地方債計画に計上した。

(四)、明年度地方交付税の投資的経費にかかる基準財政需要額を相当増額する方針であるので、一般補助事業債の充当率は大体四〇%程度(都および五大市を除く都市計画事業分については三〇%程度)に引き下げる予定である。また府県分の新規単独事業債も相当減額していることに注意を要する。

六、雑収入(一般の標準に比べて低い使用料、手数料等についてはその料率の引き上げを図ること財産収入については、財産管理の適正を期しとくに普通財産、遊休財産の効率的運用を図ること。

また、当然公費で支弁すべき事業費の財源に充てるため、寄付金を直接住民に割当てるようなことのないよう財政運営の合理化を図ること。

なお、これと関連して、国、都道府県および市町村相互間における正常な負担関係をみだすような措置は一切排除すること。

七、競輪競馬等の収益事業に伴なう収益金

これら収益金を経常的な経費に充てず、臨時的な建設事業等の財源に使用することにし、将来同収入が減少した場合、財政規模の縮小等について対処しうるよう留意すべきである。

経費の重点配分

歳出に関する事項

消費的経費については、明年度に人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定とともに地方公務員の給与改定、本年災害の災害復旧事業にともなう経費の大幅増などから、昇給、公債費、退職手当等の義務的経費にかかるやむをえない増加経費を除いて極力経費の重点的配分を図る方針である。

このため自治庁は、(一)機構の拡充および人員の増加は厳に抑制すること、(二)欠員については原則として補充しないこと、(三)各種施設の統合整理を強力に実施すること、などの点をあげている。

ところで、消費的経費の大半を占める給与関係経費については、その動向が将来の財政を左右し他の地方団体に及ぼす影響も大きいところから、とくにつきの三点について注意を喚起している。

(一) 紙与関係経費の膨張が財政を圧迫している団体の中には、よるべき基準なく一斉昇給を行ないまだ期末手当の増額等を行なつたため、類似した他の団体に比べ給与費が割高となっていることに基づくものがあるが、これは将来にわたり財政の健全性を損うことになる。

(二) 児童生徒の増減にともなう教員の増減については将来の増減傾向も十分考慮し、また、小、中学校間の教員の配置転換等をも勘案して慎重に取扱うこと。

(三) 人事院勧告に基づく中級職員の給与の引上げおよび期末手当の増額については別に通知する予定だが、国家公務員についていふと、中級職員にかかる給与の引上げに要する給費は暫定手当繰り入れの本俸総額の三・八五%(義務教育職員については二・九%)程度に見込まれてゐるので、これら的事情を考慮のうえ適切な措置を講ずること。

つぎに投資的経費については、当然のことながら事業の経済効果に意を用い、重点主義に徹してその充実化、効率化を図るよう指示している。その事業の選択については、経済効果の乏しいものを整理すること、事業の経済速度を勘案してこれに見合う予算措置を講ずること、経費制度を活用すること、などをあげて安定し

た事業の執行を期するよう述べている。

また最近、私法人等が金融機関からうける融資に対して債務保証または損失補償契約等を行なう地方団体が増加してきることを指摘し、自治庁はこれら保証や契約は将来に不測の過重な負担を強いることになり、健全財政の運営に支障を来たすおそれがあるとして、この種契約の締結には十分注意するよう望んでいる。

臨特制度創設など

国の予算案の確定と関連する事項

国家予算の確定とともに地方財政上の関連事項をつぎに列挙して簡単にコメントしておこう。

一、臨時地方特別交付金制度の創設＝所得税法および地方税法の改正にともなう道府県民税および市町村民税の減税による地方税収の減収を補てんするため、あらたに臨時地方特別交付金として所得税、法人税および酒税の〇・三%相当額（明年度三十億円）を交付することになった。

二、地方交付税収見込み＝明年度国税の增收見込み額は所得税五百九十億円、法人税九百八十億円、酒税百六十億円、計一千七百三十億円、これに対応する地方交付税の增收見込額はその二八・五%相当額四百九十三億円となるが精算分の減百四十四億円があるため、結局三百四十九億円の増となり、その総額は二千八百三十五億円となる。

三、地方税および地方譲与税の増収見積り＝

本年度地方財政計画計上額に比し、地方税では都道府県分が四百八十四億円、市町村分が三百三十二億円計八百十六億円の増、地方譲与税では道府県分が十七億円の減、市町村分が一億円の増、計十六億円の減となる見込みである。

四、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律に基づく学級編成の暫定標準＝小学校五十六人（本年度五十八人）、中学校五十四人（本年度五十四人）とする見込みである。

五、交付公債制度の合理化＝国の直轄事業にともなう地方団体の負担金にかかる交付公債のうち、道路、特定港湾施設および治山治水（特定多目的ダムを含む）の特別会計の直轄事業に見る見込みである。

かかるものについてはこれを廃止して、当該年度にその地方負担分の総額と予算に計上して、國に支払う現金納付の方式に改めた。

またこの措置にともない必要となる地方財源に充てるため、（一）地方交付税の投資的経費にかかる基準財政需要額の増額措置を講じ、（二）地方債計画では一般の地方債（直轄事業債）百六十億円を増額することになった。

六、地方債計画＝総額一千五百億円（直轄事業債百六十億円を含む）で三十四年度比四百億円の増となつた。

以上が「三十五年度予算編成に関する内翰」のあらましだが、自治庁はこれと同時に財政再建団体に対しても内翰を発し、予算編成方針を指示している。

再建団体の編成態度

再建団体の予算編成に対する基本的な態度として自治庁は「歳入の適正な確保と、経常的な経費の節約等による財政構造の健全化を一層促進し、積極的に行政水準の向上を図ることとし、当初予算の編成にかかる計画変更にあたっては、とくにこの点に留意のうえ、可能なかぎり年度間の收支見通しを策定する」よう述べている。

とくに、計画変更については、三十五年度中の歳入歳出の見込みおよび計画上の收支を十分検討のうえ、単年度に赤字を発生させないよう希望している。

また一方では可能なかぎり積立金の設置を行ない、高利債の繰上償還措置を講ずるよう述べているが、既設置の財政調整積立金のとりくずしについては、災害によるなど真にやむをえない場合のほかは原則として認めない、などの強い態度も示している。

では、三十五年度当初予算の基礎となる計画上の歳入の見積りを各項目ごとにみていくことにする。

一、一般財源（地方税、入場譲与税、地方交付税等）三十五年度＝予算編成に関する内翰により見込み得る収入確実な額の範囲内とし、繰越金のほか確実に収入を見込みえない臨時的な財源を計上してはならない。

地方税については、所得税の減税にともなう住民税の減を考慮し、自然増収分についても経済事情を十分検討のうえ計上すること。

既定計画における増税措置の緩和は、今後の財政再建が合理的に達成され、行政水準の維持向上を図りうる見込みがある場合にかぎって考慮すること。

地方交付税、入場譲与税、特別とん譲与税、国有资产所在市町村交付金、公社有资产所在市町村納付金等は「三十五年度予算編成に関する内翰」に基づく額の範囲内の額を計上すること。

二、地方債 既述のとおり、適債事業を厳選し、一方では既定経費の節減により生じた財源を振り替えることなどにより極力充当率を低めるよう望んでいる。

なお、公債費を累増し、財政を圧迫している団体では事業に対する充當財源を再検討し、起債に財源を求めるることは慎重な取り扱いすることとしている。

歳出面の注意点

つぎに歳出に移るが、以上のようにして算定された歳入額の範囲内で、必要やむをえない義務的経費から優先計上し、年度中途において新たに義務的経費を計上することのないよう、まず基本的な考え方を示している。

経費別の留意点を列举するところとおりとなる。

一、職員数 原則として増員または既定整理計画の緩和は行なわない。

二、定数外職員の定数化 本年度行われた国家公務員の定数外職員の定数化措置にともない地方公務員の定数外職員の定数化を講ずる場合には財源の見通しをえた範囲内で考慮すること。

三、基本給等の計上 基本給およびこれにともなう付加給、三十四度における昇給の平年度化に要する経費は必ず適正額を計上すること。

四、昇給費および人事院勧告に基づく給与改定費の計上 三十五年度新規昇給に要する経費および人事院勧告に基づく地方公務員の給与改定の実施に要する経費は、一般財源の範囲内で計上するか、当該財源を極力留保しておくこと。

護費等の義務的経費を除くその他の消費的経費および物件費（維持修繕費を除く）は、やむをえない場合でも、三十四年度当初予算編成にかかる財政再建計画計上額の範囲内にとどめるべきである。

六、投資的経費 事業の経済効果を十分検討のうえ重点的に選択するよう配慮することはいうまでもないが、とくに普通建設事業費および災害復旧事業費の計上にあたっては、その内容を十分検討し、年度間の収支を勘案のうえ、慎重にとり扱うこと。

七、一時借入金利子 適正な資金計画と一時借入金借入先の選択に留意し、その利子負担の減少にとくに努力を払うこと。

一兆五千億の見込み

自治庁が現在までにまとめたところを中間報告すると、明年度の地方財政計画規模は本年度を二千百億円程度上回る一兆五千億円台になる見込だ。

内訳をみると、歳入では地方税および地方譲与税の増が八百一億円、地方交付税の増三百七十九億円（臨時地方特別交付金三十億円を含む）、地方債二百五十五億円（直轄事業債百六十億円を含む）、それに国庫支出金および雑収入となっている。

一方これに対する歳出は消費的経費の増が約八百億円となるもようで、そのおもなものは給与関係経費だが、昇給等による当然増のほかに、人事院勧告によるもの、給与実態調査に基づく給与の不合理是正、などにかなりの財源が充当されている。

投資的経費では公共事業の地方負担増が百億円余となる見通しであり、また一般単独事業は二百億円もの増額が予定されている。

なお、直轄事業債による百六十億円の収入は投資的経費に一項を設け、国直轄事業にかかる地方分担金に要する経費として計上されることになる。

五、その他消費的経費および物件費

生活保

お
ね
が
い

政審資料の頒布と購読費について

党本部政策審議会発行の「政審資料」は、諸兄の御協力と御支援により、過去二ヶ年間継続発行することができました。

党本部としても、三月を期して、さらに内容の充実を考えたいと存じていますが、何分とも本部財政も困難な折から、都道府県連宛の無料配付分を二部に減らし（現在五部）後必要部数は有料にすることに決定しましたので宜しく御協力のほどお願いします。

尚購読料は先に御通知したとおり前納とすることになっておりますので、前納しない場合は発送しないように致します。その点も悪しからず御了承下さい。

一九六〇年三月一日

日本社会党政策審議会長
成 田 知 己

日本社会党都道府県連
各 位 殿

購 読 料（都道府県連関係）

一部

五部以上

一〇部以上

一〇〇円

七〇円

五〇円

政 稽 資 料 第 二 六 号

昭和三十六年

三月十五日發行

(毎月十五日發行)

上

第三種郵便物認可

定価
一〇〇円